

（ 第 1 回 ） 契 約 変 更 の 内 容

契約変更年月日	令和 8 年 9 月 17 日
契約業者名	イガラシ綜業株式会社
契約業者の住所	茨城県日立市幸町 2－8－6
工事の名称	国際園芸博覧会政府出展展示施設（仮称）（25） 電気設備工事
工事場所	神奈川県横浜市瀬谷区瀬谷町7449番地5の一部
工事種別	電気設備工事
工事概要	1. 西側建物 構造 木造 規 模 平屋建て 建築面積 2,318.65㎡（建築基準法による） 工事種目 電灯設備、動力設備、受変電設備、構内情報通信網設備、構内交換設備、情報表示設備、拡声設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、監視カメラ設備、防犯・入退室管理設備、火災報知設備 変更一式 2. 東側建物 構造 木造 規 模 平屋建て 建築面積 1,730.50㎡（建築基準法による） 工事種目 電灯設備、動力設備、受変電設備、構内情報通信網設備、構内交換設備、情報表示設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、監視カメラ設備、防犯・入退室管理設備、火災報知設備 変更一式 3. 屋外 工事種目 構内配電線路、構内通信線路 変更一式
工期（自）	令和 7 年 10 月 31 日

工期（至）	令和 8 年 12 月 25 日
契約金額	275, 000, 000円
変更金額	53, 790, 000円
変更後の契約金額	328, 790, 000円
変更理由	1. 西側建物 1) 電灯設備 ・相手庁との協議の結果、照明器具、コンセント等の台数、仕様の変更が必要となったため、電灯設備を変更（減）する。 2) 動力設備 ・現地精査の結果、制御盤の仕様の変更が必要となったため、動力設備を変更（増）する。 3) 受変電設備 ・相手庁との協議の結果、配線用遮断器等の仕様の変更が必要となったため、受変電設備を変更（増）する。 4) 構内情報通信網設備 ・相手庁との協議の結果、配管配線等の仕様の変更が必要となったため、構内情報通信網設備を変更（減）する。 5) 構内交換設備 ・相手庁との協議の結果、配管配線等の仕様の変更が必要となったため、構内交換設備を変更（減）する。 6) 情報表示設備 ・相手庁との協議及び現地精査の結果、電気時計等の台数、仕様の変更が必要となったため、情報表示設備を変更（増）する。 7) 拡声設備 ・現地精査の結果、スピーカ等の仕様の変更が必要となったため、拡声設備を変更（増）する。 8) 誘導支援設備 ・現地精査の結果、音声誘導案内装置等の追加が生じたため、誘導支援設備を変更（増）する。 9) テレビ共同受信設備 ・現地精査の結果、テレビアンテナ等の仕様の変更が必要となったため、テレビ設備を変更（増）する。 10) 監視カメラ設備 ・相手庁との協議の結果、監視カメラ感知器の台数、仕

	様の変更が必要となったため、監視カメラ設備を変更（増）する。 11) 防犯・入退室管理設備 ・相手庁との協議の結果、機器及び配線の仕様の変更が必要となったため、防犯・入退室管理設備を変更（増）する。 12) 火災報知設備 ・相手庁との協議の結果、感知器の台数、仕様の変更が必要となったため、火災報知設備を変更（増）する。 2. 東側建物 1) 電灯設備 ・相手庁との協議の結果、照明器具、コンセント等の台数、仕様の変更が必要となったため、電灯設備を変更（減）する。 2) 動力設備 ・現地精査の結果、制御盤の仕様の変更が必要となったため、動力設備を変更（増）する。 3) 受変電設備 ・相手庁との協議の結果、変圧器容量等の変更が必要となったため、受変電設備を変更（増）する。 4) 構内情報通信網設備 ・相手庁との協議の結果、配管配線等の仕様の変更が必要となったため、構内情報通信網設備を変更（減）する。 5) 構内交換設備 ・相手庁との協議の結果、配管配線等の仕様の変更が必要となったため、構内交換設備を変更（減）する。 6) 情報表示設備 ・相手庁との協議及び現地精査の結果、電気時計等の台数、仕様の変更が必要となったため、情報表示設備を変更（増）する。 7) 誘導支援設備 ・現地精査の結果、音声誘導案内装置等の追加が生じたため、誘導支援設備を変更（増）する。 8) テレビ共同受信設備 ・現地精査の結果、テレビアンテナ等の仕様の変更が必要となったため、テレビ設備を変更（増）する。 9) 監視カメラ設備 ・相手庁との協議の結果、監視カメラ感知器の台数、仕様の変更が必要となったため、監視カメラ設備を変更（増）する。
--	--

	10) 防犯・入退室管理設備 ・相手庁との協議の結果、機器及び配線の仕様の変更が必要となったため、防犯・入退室管理設備を変更（減）する。 11) 火災報知設備 ・相手庁との協議の結果、感知器の台数、仕様の変更が必要となったため、火災報知設備を変更（増）する。 3. 屋外 1) 構内配電線路 ・相手庁との協議の結果、照明器具の台数、仕様の変更が必要となったため、構内配電線路を変更（増）する。 2) 構内通信線路 ・相手庁との協議の結果、配管配線の本数、仕様の変更が必要となったため、構内配電線路を変更（増）する。 4. 工期は元設計とおりとする。
--	--